

魚津市告示第27号

魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱を次のように定める。

平成31年3月20日

魚津市長 村椿 晃

魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。)附則第2項の規定に基づき、補助金等の交付における市税等完納要件の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(完納要件を付す補助金等)

第2条 市長は、補助金等の交付を受けた者が当該補助金等の交付を受けることによって特別の経済的利益を受けることができる場合における補助金等について、市税等が完納されている者に限り、交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する補助金等にあつては、市長は、市税等の完納を条件としないものとする。

(1) 国、県その他の団体から市が受ける補助金等を財源として交付するもの。

(2) 教育又は福祉に関する補助金等であつて扶助費に類するもの。

(3) 生命又は財産の安全の確保若しくは防災に関するものであつて市税等の完納を条件とすることが適当でないもの。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(完納の対象)

第3条 前条第1項の規定に基づき市税等の完納要件が付された補助金等について市税等の完納が必要となる者(以下「完納対象者」という。)は、次の表に掲げる補助金等の交付を受ける者(以下「補助対象者」という。)の区分に応じ、同表右欄に掲げる者とする。

補助対象者の区分	完納対象者
個人	当該個人及び当該個人と同一世帯に属する者
法人	当該法人
団体	当該団体又は当該団体の代表者

2 前項の完納対象者に対して、市税等が賦課されていないときは、当該完

納対象者は、前条第1項の適用に当たって市税等を完納しているものとみなす。

(納税の猶予等)

第4条 前条第1項の完納対象者が市税等の納税の猶予(地方税法(昭和25年法律第226号)第1章第8節に規定する納税の猶予をいう。)を受けている場合にあっては、市長は、補助対象者に係る補助金等の性質に応じて適切に配慮するものとする。

2 前項の完納対象者に係る取扱いについては、補助金等の交付事業担当課と税務課との間で個別に協議するものとする。

(完納の確認方法)

第5条 完納対象者に係る市税等の完納の確認は、別に法令の定めがある場合を除き、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) 補助対象者に補助金等交付申請書に完納対象者に係る完納証明書を添付して提出させる方法

(2) 補助金等の交付事業担当課長が、税務課長に対し、別記様式の例により完納対象者に係る市税等の完納状況を照会する方法

2 前項第2号の方法は、完納対象者に係る市税等の完納状況を照会することに対し、補助対象者から別記様式の例による書面による同意を得た場合に限るものとする。

3 市長は、市税等の完納を条件とする補助金等の交付に関する事務の実施細目(規則第21条の実施細目をいう。以下同じ。)を定める際には、第1項各号のいずれにより市税等の完納状況を確認するかについても規定するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行し、施行の日以後に市長が提出を受ける補助金等の交付の申請から適用する。

(経過措置)

2 この告示の公表の日において、第2条第1項の規定によれば市税等の完納を条件とする補助金等に該当する補助金等の交付に関する事務の実施細目において第5条第3項の確認方法の規定がないものにあつては、第5条第1項第2号の方法により確認を行うものとみなす。この場合において、当該実施細目に係る補助金等の交付事業担当課は、速やかに当該実施細目を整備するものとする。

別記様式（第5条関係）

同意書・照会文書例

第 号
年 月 日

税務課長 あて

〇〇課長
(公印省略)

(補助事業名)補助金交付にかかる市税等納付状況の確認について(照会)

(補助事業名)交付にあたり必要なため、下記の者及びその世帯員について市税等の納付状況について回答願います。

【事務担当】

課

〇〇(内線)

同 意 書

年度魚津市 補助金の交付を受けたいので、補助要件を満たしているかの確認のため、私及び世帯員の市税等の納付状況について確認することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

印

税務課回答欄

確認年月日	滞納の有無	確認担当者
以上証明します。		
税務課長		印